

私は研究科の講義でアメリカ不法行為法のリステイトメントを読んでおり、その中で証拠評価の方法について言及されているのを度々みる。抽象的な議論と要件事実論に重きを置く日本の基本書に慣れ親しんだ身としては、それが単純なことながら衝撃的であった。どのような事実があれば一定の法律効果が認められるかという議論はしても、どのような場合に当該事実が認められるかということについて、わが国の議論状況は現在のところ未熟の誇りを免れ得ないだろう。

アメリカと比べた場合の彼我の差はとりわけ科学の領域において顕著である。アメリカにおいては連邦裁判所と各分野の科学者が協働して自然科学的証明をどのようにして扱うべきかという指針を千数百頁におよぶ本にしてまとめているが、一方でわが国においては独立して扱った研究は少なく、司法研修所でも科学的知見を扱うための訓練さえほとんど行われていない。このことがルンバールショック事件に見られるような科学的知見の軽視、あるいはDNA鑑定に対する過度の期待ゆえの誤審という実際の問題となって私達の前に突きつけられているのである。

以上のような問題意識を持ちつつハンドブックを手にとったのだが、本書は私の抱えていたこの漠とした問題意識を科学の不確実性、そしてそれに対する法学者の無関心という観点から明瞭にしてくれるものであった。文系の学生を含め大学レベルの理系分野に触れたことのない者にとってこの本の第2章は驚きをもって読まれることだろう。

例えば公害訴訟などを扱った論文で数式を一つ入れただけでほとんど読まれなくなってしまおう、というのは法の学界ではありがちな話である。数式の理解に根気が必要であるのもさることながら、ロジックと価値判断を通して個々の問題について柔軟に具体的妥当性を加味しながら考えている法学者にとって、公理系から真理を導こうとする数学の厳格な演繹的思考は受け入れがたい、という事情もあるのではないか。しかし、第2章、科学の営みがどのようなものか、法学と同様不確実な資料をもとに現実の問題と真摯に向き合っていることを知れば、法学に慣れ親しんだ者も自身のやっていることとの間に意外な共通項を見つけ、理系分野に対する苦手意識も少しばかり払拭できるのではないかと思う。そして、経験則によって事実を確定しようとする法に関わる者にとっては、経験則のない領域で経験則に代わる自然界のルールを探している科学者の存在は、異質な者ではなく頼もしい隣人として映るはずである。

他方では、科学と法学の営みを知ることだけではなく、各章で述べられているとおりそれらの限界を知ることは極めて重要なことである。法学に馴染みのない方に自分の研究テーマにおける問題意識を説明すると「結局どうするのが一番良いのか？」というように、往々にして結

論のみが注目される。私達が科学を知らないために DNA 鑑定の結果を絶対視してしまうように、法学というものに対する無関心ゆえ、ある社会現象について法解釈を突き詰めることでそのような真理とも言うべき結論が得られると考えてしまうのだろう。協力し合うべき法と科学が自らの領域の外に対して無関心な態度をとっているのは今後通用しないことは論を俟たない。

そして相手の限界を知るだけでなく、自分たちの限界を知ることもまた必要である。2章では自分の主張の弱点を率直に述べる科学者は良い科学者であるというように述べられているが、それは法学者にもそのまま当てはまるのではないだろうか。誠実な法学者は自分の意見を出しつつ、自分たちの領域の知識だけでは当該社会現象を解明できないことをどこかで言及する。「知らざるを知らずと為す是知るなり」と論語の為政にあるように、しばしば自分の分からないことを把握するだけで色々なことがクリアに見えてくる。本書を手にとった法学部生ならば、この中で述べられている法学の限界について今一度再認識することが研究の新たな刺激になるはずである。

なお、本書は主に科学裁判について扱っているが、科学の不確実性を認めつつ、そこから起こる問題の解決を法と科学の協働だけに求める必要はないとも言及すべきであろう。例えばイギリスの裁判所は公害訴訟について因果関係が科学的に立証できないことから損害賠償を棄却、被害者の救済は政府が保障法を拡充することに任せ、アメリカにおいては全てではないものの数々の保険会社を通じた自力救済が予定されている。このように裁判所の事実認定だけではなく様々な解決の道があることも忘れてはならない。これらのことを考慮に入れるならば、科学裁判の増加という現代の法現象は法と科学だけの問題ではなく、社会全体で取り組んでいかなければならないものだといえる。それゆえ本書は法学者と科学者に限らず広く読まれるようになることが望まれる。